

原議保存期間	10年（令和17年3月31日まで）
--------	-------------------

佐 本 規 制 発 第 1 4 2 号
令 和 6 年 8 月 2 1 日

関 係 各 所 属 長 殿

有効	令和12年3月31日まで
標識・標示係	

交 通 部 長

「交通規制基準」の改正について（通達）

「「交通規制基準」の改正について（通達）」（令和6年3月15日付け佐本規制発第65号。以下「旧通達」という。）により示している「交通規制基準」について、この度、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号。以下「改正令」という。）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府・国土交通省令第4号。以下「改正命令」という。）が令和6年7月26日に公布され、同日より改正令のうち道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条の2に係る改正規定及び改正命令が施行されることに伴い、所要の改正を行った。

そこで、別添のとおり、改正後の「交通規制基準」の全データを送付するので、各警察署においては、本通達による改正後の「交通規制基準」に準拠して交通規制を実施されたい。

なお、旧通達については廃止する。

（別添省略警察庁ホームページで確認ください。）